

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第33条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか次の事項について審議し議決する。

1. 事業計画及び収支予算に関すること。
2. 事業報告及び収支決算に関すること。
3. 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
4. その他、理事会で必要と認めた事項。

(評議員会の種類及び開催)

第34条 評議員会には、第24条第1項及び第2項第3項の(1)、第25条第1項第3項、第26条、第27条、第28条、第29条及び第30条を準用する。

この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」、第27条中「3分の2」とあるのは「3分の1」にそれぞれ読み替えるものとする。

2. 評議員会には、理事・監事及び顧問も出席し意見を述べることができる。この場合において議決権は有しない。

(顧問)

第35条 会長は、理事会の議決を経て学識経験者又は、この法人に功労のあった者を顧問に委嘱することができる。

2. 顧問は、この法人の事業運営に必要な指導助言を行うことができる。

第7章 支 部

(支部の設置)

第36条 この法人は、各社会保険事務所の管轄地域ごとに支部を置く。

2. 支部の設置その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事 務 局